

〇〇自治会自主防災会 規約（例）

（名称）

第1条 この会は、〇〇自治会自主防災会（以下「自主防災会」という。）と称する。

（目的）

第2条 本自主防災会は、住民の隣保協同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、水害、地震その他災害による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

（事業）

第3条 本自主防災会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及・啓発に関すること。
- (2) 災害予防に資するための地域の災害危険の把握に関すること。
- (3) 防災訓練の実施に関すること。
- (4) 災害発生時における情報の収集・伝達及び出火防止・初期消火、避難、救出・救護、給食・給水等応急対策に関すること。
- (5) 防災資機材の整備等に関すること。
- (6) 他の自主防災会との連携に関すること。
- (7) その他本自主防災会の目的を達成するために必要な事項

（組織）

第4条 本自主防災会は、〇〇自治会に属する△△町内会、□□町内会・・・で構成し、各町内会を本自主防災会支部（以下「支部」という。）とする。また、支部においても本規約に準じた自主的な防災活動を行うことができるものとする。

（会員）

第5条 本自主防災会は、〇〇自治会内にある世帯をもって構成する。

（役員）

第6条 本自主防災会に次の役員を置く。

- (1) 会長（自治会長） 1名
- (2) 副会長（自治会副会長） 若干名
- (3) 会計 1名
- (4) 班長 若干名
- (5) 監事 2名

2 役員は自治会役員で構成する。ただし、班長は、会長が指名した者とする。

3 役員任期は、自治会の役員任期とする。

（役員の仕事）

第7条 会長は、本自主防災会を代表し、会務を総括し、地震等の発生時における応急活動の指揮を行う。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を行う。

3 班長は、会務の運営にあたるほか、班活動の指揮を行う。

4 幹事は、会計を監査する。

(会議)

第8条 本自主防災会の会議は、総会及び役員会とする。

2 総会は、自治会総会に合わせて開催する。ただし、特に必要がある場合は臨時に開催することができる。

3 総会及び役員会は、会長が招集する。

4 総会は、次の事項を審議する。

- (1) 規約の改正に関する事。
- (2) 事業計画に関する事。
- (3) 予算及び決算に関する事。
- (4) その他、総会が特に必要と認めた事。

5 役員会は、次の事項を審議する。

- (1) 総会に提出すべき事。
- (2) その他役員会が特に必要と認めた事。

(経費)

第9条 本自主防災会の運営に要する経費は、自治会等の他の収入をもってこれに充てる。

(事業年度)

第10条 事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計監査)

第11条 会計監査は、毎年1回幹事が行い、その結果を総会に報告しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、令和〇年〇月〇日から実施する。

(経過措置)

2 設立初年度の事業年度は、第11条の規定に関わらず、実施の日から始まり、令和〇〇年3月31日をもって終わる。